

福岡県公報

令和四年八月三十日
第三百二十八号
増刊
①

目次

選挙管理委員会

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正

(行財政支援課) ……………一

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正(令和三年四月福岡県選挙管理委員会告示第七十号)の一部訂正

(行財政支援課) ……………二

人事委員会

○福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課) ……………二

○福岡県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課) ……………二

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第六十七号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定(昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号)の一部を次のように改正する。

令和四年八月三十日

一 病院 田川市の表中

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

社会保険田川病院	〃	上本町一〇番一八号
医療法人和光会一本松すずかけ病院	〃	大字夏吉一四二番地

を

社会保険田川病院	〃	上本町一〇一八
----------	---	---------

に改める。

一 病院 柳川市の表中

柳川病院	〃	筑紫町二九
柳川すぎ病院	〃	三橋町高畑二六三一一

を

柳川病院	〃	筑紫町二九
------	---	-------

に改める。

二 老人ホームの表中

特別養護老人ホーム添寿園	〃	大字庄一一一三の二
特別養護老人ホームそえだ	〃	大字添田一一四八番地の三

を

特別養護老人ホーム添寿園	〃	大字庄一一一三の二
--------------	---	-----------

に改める。

三 身体障害者支援施設の表中

重度身体障害者授産施設北九州フレンド	〃	八幡西区香月西四一五一
--------------------	---	-------------

を

障害者支援施設北九州フレンド	〃	八幡西区香月西四一五一
----------------	---	-------------

に改める。

福岡県選挙管理委員会告示第六十八号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正（令和三年四月福岡県選挙管理委員会告示第七十号）において、久留米市の表中の博愛病院介護医療院の名称に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

令和四年八月三十日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

改正前

博愛病院介護医療院

〃 国分町二二三一

改正後

博愛介護医療院

〃 国分町二二三一

人事委員会

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和四年八月三十日

福岡県人事委員会委員長 山口幸雄

福岡県人事委員会規則第十四号

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成十年福岡県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第十五号中「後八週間」を「以後一年」に改める。

附則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。

福岡県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和四年八月三十日

福岡県人事委員会委員長 山口幸雄

福岡県人事委員会規則第十五号

福岡県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則

福岡県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則（令和元年福岡県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第十号中「後八週間」を「以後一年」に改める。

附則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。